

2026年度 南山大学奨励奨学金 課外活動優秀者について

学術、文化、スポーツの分野において特に顕著な成果を上げた団体（クラブ）の中で、活動をより強化するためにこの奨学金を必要とし、継続的な支援を受けるに値する団体として採用された場合には、クラブ強化のための奨励奨学金を3カ年継続的に支給します。

複数年度（3カ年）奨学金受給を希望する団体は、以下の内容を確認し期日までに必要書類を提出してください。

1. 概要

項目	詳細
受給資格 (選考基準)	<p>体育会または文化会に所属する団体の中で、前年度の活動実績において次のいずれかに該当する活躍があったもの</p> <p>① 全国規模の大会、競技会において入賞した団体、または入賞者を含む団体</p> <p>② 東海地区予選等を勝ち抜いて全国大会に出場した団体、または出場者を含む団体</p> <p>③ 県大会規模の大会、競技会において1位入賞した団体、または1位入賞者を含む団体</p> <p>④ 上記①～③に相当する優れた成果があると学生部長が判断した団体</p> <p>⑤ 課外活動の振興や地域貢献等、課外活動団体の模範となるような活動があり、今後大学の課外活動を牽引する見込みがあると学生部長が判断した団体</p>
支給額	<p>受給資格① : 1,000,000円を3カ年</p> <p>受給資格②～⑤ : 500,000円を3カ年</p>
支給団体数	最大3団体
選考方法	<p>受給願書に基づき、いずれかの推薦と書類選考を経て、プレゼンテーションによる審査を実施する。その後、奨学生選考委員会において選考し、学長が決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度学生部長表彰の被表彰者個人を含む団体および被表彰団体 →クラブ部長の推薦書 ※「自薦書」は提出不要（表彰により学生部長が推薦） ・上記以外で、受給資格のいずれかを満たす団体 →クラブ部長の推薦書、および「自薦書」 ※「自薦書」とは、団体が実績等を明示し自薦するもの
選考スケジュール	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2026年5月20日（水）～6月4日（木）書類選考 2. 2026年6月9日（火）～6月19日（金）プレゼンテーション審査 3. 2026年6月下旬～7月下旬 奨学生選考委員会 4. 2026年9月上旬 予定 選考結果通知 5. 2026年10月中旬 予定 授与式
支給方法	毎年10月の奨励奨学金授与式当日、団体の口座へ直接振り込む

2. 申請方法

(1) 提出書類

- ①奨励奨学金受給願書（課外活動団体 複数年度用）
- ②クラブ部長の推薦書
- ③自薦書とその根拠資料

※前年度学生部長表彰の被表彰者個人を含む団体および被表彰団体は提出不要。

- ④前年度の年間収支決算書 ※4月の団体登録の時に提出した資料を使用。

(2) 申請期限

2026年5月15日（金）17:00まで

※メ切を過ぎた申請は一切受領できません。（不備の修正中を含む）

(3) 申請方法

印鑑を持参してC棟学生課窓口にて提出してください。

3. 受給対象者の義務

奨励奨学金を複数年受給する団体として採用された場合、以下の義務を負います。願書を提出した団体はそれに同意したものとみなしますのでよくご確認ください。

- ・大学の顔となる団体として、他団体の模範となること
（課外活動のルールを順守し、申請書類を不備なく期限までに提出すること）
- ・クラブ活動を理由に、正課をおろそかにしないこと
- ・明朗会計を心掛け、明細の提示が求められた際にすぐにそれを提出すること
- ・対戦、大会毎に必ず戦績表を提出すること
- ・毎年10月に、活動状況の報告を行うこと
- ・クラブ強化および課外活動全体の活性化のため、努力を続けること
- ・大学の広報に協力すること

4. 採用後の手続き（2年目以降）

奨励奨学金を複数年受給する団体として選定された場合、毎年、奨学金支給の継続審査を受ける必要があります。支給は自動的に継続されないため、ご注意ください。

▽【継続方法】

- ・毎年5月中旬に奨励奨学金継続申請書（課外活動団体 複数年度用）を提出する。

▽【審査スケジュール】

- ・6月：書類審査 > 7月下旬：奨学生選考委員会にて審議 > 9月上旬：審査結果通知
なお、受給資格②～⑤の受給期間中に受給資格①の成果を出した場合、継続申請とは別に、改めて奨励奨学金複数年受給願書を提出することもできます。採択された場合、再申請した年から3カ年、受給資格①の金額が支給されます。

5. 支給の取り消し

下記の事項に該当した団体は、奨学金受給期間中であっても支給を停止することがあります。

- ・活動停止等の処分を受けたとき
- ・体育会または文化会を脱会したとき
- ・審査に必要な収支報告書、活動報告書等の書類を提出しないとき、または提出書類に虚偽記載など著しい不正があったとき
- ・正当な理由なく、上記「3」で示した義務を履行せず、大学からの指導後も改善しないとき
- ・その他、学生部長が課外活動優秀者として適当でないと判断したとき

以上

【問い合わせ先】

南山大学学務部学生課課外支援係（C棟2階）

Mail: kagai-shien@nanzan-u.ac.jp Phone:052-832-3118